

## 次期計画における取組(案)

施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組 (ゴシック体：重点取組事項)	主な内容
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	(継続) 障害を理由とする差別の解消の推進	・障害者差別解消支援地域協議会において取組の協議を行い、市民等への効果的な啓発活動や市職員への定期的な研修会を実施する。また、障害を理由とする差別等事案の情報収集に努め、個別事案への対応を行う。
	(2)権利擁護の推進	<b>[充実]</b> 成年後見制度等の利用促進 (継続) 障害者虐待防止の取組の推進	・成年後見制度における地域の中核機関を明確化し、関係機関とのネットワークを強化することにより、制度の利用促進を図る。 ・障害のある人の虐待防止に向けて、障害者虐待防止法の趣旨や相談窓口等の周知・啓発を行う。
	(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(継続) 共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築 <b>[充実]</b> 精神障害者の退院後の支援	・保健・医療・福祉関係者、当事者を含む協議の場として、自立支援協議会において支援体制等について協議を行う。 ・精神障害者の地域移行に向けて、関係者が連携して退院後の支援を行う。
	(4)市民の意識啓発	(継続) 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発	・障害特性等への理解を促すため、障害者週間やイベント等の機会を捉え啓発を行う。
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現	(1)包括的な支援体制の整備	(継続) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進 (継続) <b>相談支援体制の充実・強化</b> (継続) <b>ニーズ等を踏まえた計画相談の実施</b> (継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施	・地域生活支援拠点の運営法人による定期的な意見交換を継続し、連携した取組を推進する。 ・各種研修のほか、多様な相談事例への対応経験を積むことで、相談支援業務従事者の対応力の底上げを図る。 ・計画相談に当たっては、本人の意思を尊重した本人のためのサービス提供につながるよう配慮する。 ・支援が必要な人に障害福祉サービス等を知ってもらうため、障害福祉ハンドブックの頒布などの取組を継続する。
	(2)障害福祉サービスの充実	(継続) 共生型サービスの円滑な導入(居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用) (継続) グループホームの整備促進(重度障害に対応した施設の整備を含む) (継続) 施設入所支援の継続 (継続) 緊急短期入所用居室の確保 (継続) ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実 <b>【新規】 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築</b>	・障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な利用の移行ができるよう、引き続き、福祉事業所等が連携した取組を推進する。 ・医療的ケアに対応したグループホームの整備など、ニーズに即した施設整備を推進する。 ・関係者による情報共有を図りながら、施設入所までの間の必要な支援を行う。 ・重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な障害のある人の緊急短期入所の受入れ体制を引き続き確保する。 ・就労継続支援B型など増加する利用ニーズに対して、事業所の定員拡充に向けた施設整備を支援する。 ・各法人が連携した研修の開催や人材交流等により、障害福祉人材の育成・確保を図るとともに、職員の意識向上と支援力の底上げを図る。
	(3)各種助成制度の適切な運用	(継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成制度の適切な運用 (継続) 県等の動向を踏まえた各種手当支給制度の適切な運用	・各種の医療費助成制度や手当支給制度について、対象者が適切に助成を受けられるよう周知を行う。
	(4)災害時への備えの充実	(継続) 災害時の避難体制の維持及び充実	・福祉避難所該当者を的確に把握するとともに、関係課等と連携しながら災害時における避難所の環境整備に努める。
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1)社会参加の促進	(継続) 移動支援の充実 (継続) コミュニケーション支援の充実 (継続) スポーツや文化活動等余暇活動の支援	・各種助成制度を始めとした取組により、障害のある人の外出時の移動手段を確保し、社会参加の促進を図る。 ・手話通訳者等の養成や派遣を行うとともに、コミュニケーションに必要な日常生活用具等の給付を行う。
	(2)日中活動の充実	(継続) 地域活動支援センターの充実 (継続) 日中活動系サービスの利用促進	・障害のある人が創作的活動など充実した日中活動を行う場である地域活動支援センターの運営を支援する。 ・障害のある人のニーズに合った日中活動系サービスを紹介し、利用促進を図る。
	(3)当事者活動の促進	(継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 (継続) ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援	・当事者及び障害者団体等の支援者が行う活動を引き続き支援する。
4 就労の支援と定着の促進	(1)一般就労の促進	(継続) <b>就労移行支援事業等の利用促進</b> (継続) <b>就労定着支援</b> <b>[充実]</b> <b>就労先の拡大(農業分野を含む)</b> (継続) <b>市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消)</b>	・障害のある人の一般就労への移行と職場定着を推進するため、就労移行支援事業や就労定着支援等の利用促進を図る。 ・企業と福祉事業所との情報交換の機会を増やし、ノウハウの共有と情報発信により、新規就労先の開拓を推進する。 ・障害者雇用につながる求人の発信や障害特性の理解などを企業に求めていく。
	(2)福祉的就労の促進	(継続) 就労継続支援の拡充	・就労継続支援等事業所において、未就労者も魅力を感じ、取り組みやすい仕事内容を積極的に取り入れるよう努める。
5 障害児支援体制の整備	(1)児童発達支援事業の充実	<b>[充実]</b> <b>児童発達支援事業の充実</b> <b>[充実]</b> <b>こども発達支援センターにおける障害児支援体制の強化</b>	・障害特性に合わせた事業所を選べるようにする。 ・地域の中核的な支援機能を有するこども発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を実施する。
	(2)重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	(継続) 重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保	・市内に2事業所ある重症心身障害児等を対象とした放課後等デイサービスの提供体制を引き続き確保する。
	(3)医療的ケア児支援体制の確保	(継続) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 <b>[充実]</b> <b>医療的ケア児支援体制の充実</b>	・自立支援協議会専門部会において、医療的ケア児の支援者による支援体制の検討を行う。 ・医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援のバックアップを図る。